

介護職員等処遇改善加算に係る情報公表(見える化要件)について

1 介護職員処遇改善加算について

令和 6 年 6 月 1 日よりこれまでの 3 加算（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算）が一本化され、「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。当法人におきましても、令和 6 年度に引き続き、「介護職員等処遇改善加算」を算定し、処遇改善を実施します。

2 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）の算定事業所

- (1) 特別養護老人ホーム 緑が丘あさひ園（従来型）
- (2) 特別養護老人ホーム 緑が丘あさひ園（ユニット型）
- (3) あさひ園ホームヘルプステーション（第 1 号訪問事業含む）
- (4) あさひ園デイサービスセンター（第 1 号通所事業含む）
- (5) あさひ園ショートステイ事業所（介護予防含む）

なお、「居宅介護支援事業所」「神楽・西神楽 地域包括支援センター」については、当園独自に介護職員等処遇改善加算に準じた処遇改善を実施しています。

3 職場環境要件

令和 7 年度は介護人材確保・職場環境改善等補助金の要件を満たしており、補助金を申請済であるため、職場環境等要件の適用が猶予されることとなっております。